

介護老人保健施設サービス（短期入所療養介護）利用料一覧表

●介護老人保険施設サービス費（保険給付の負担分／1日あたり）

①基本型（～39点）

②加算型（40～59点）※在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ（51単位）が加算されます。

要介護度	負担割合	従来型個室		多床室		ユニット型個室	
		単位	利用料	単位	利用料	単位	利用料
要介護1	1割負担	753	¥821	830	¥902	836	¥912
	2割負担		¥1,642		¥1,803		¥1,823
	3割負担		¥2,463		¥2,705		¥2,734
要介護2	1割負担	801	¥873	880	¥955	883	¥963
	2割負担		¥1,746		¥1,910		¥1,925
	3割負担		¥2,619		¥2,865		¥2,888
要介護3	1割負担	864	¥942	944	¥1,024	948	¥1,034
	2割負担		¥1,884		¥2,047		¥2,067
	3割負担		¥2,826		¥3,071		¥3,100
要介護4	1割負担	918	¥1,001	997	¥1,081	1,003	¥1,094
	2割負担		¥2,002		¥2,161		¥2,187
	3割負担		¥3,002		¥3,241		¥3,280
要介護5	1割負担	971	¥1,059	1,052	¥1,139	1,056	¥1,151
	2割負担		¥2,117		¥2,278		¥2,302
	3割負担		¥3,175		¥3,417		¥3,453

③在宅強化型（60～69点）

④超強化型（70点～）※在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（51単位）が加算されます。

要介護度	負担割合	従来型個室		多床室		ユニット型個室	
		単位	利用料	単位	利用料	単位	利用料
要介護1	1割負担	819	¥893	902	¥984	906	¥988
	2割負担		¥1,786		¥1,967		¥1,975
	3割負担		¥2,679		¥2,950		¥2,963
要介護2	1割負担	893	¥974	979	¥1,068	983	¥1,072
	2割負担		¥1,947		¥2,135		¥2,143
	3割負担		¥2,920		¥3,202		¥3,215
要介護3	1割負担	958	¥1,045	1,044	¥1,138	1,048	¥1,143
	2割負担		¥2,089		¥2,276		¥2,285
	3割負担		¥3,133		¥3,414		¥3,427
要介護4	1割負担	1,017	¥1,109	1,102	¥1,202	1,106	¥1,206
	2割負担		¥2,217		¥2,403		¥2,411
	3割負担		¥3,326		¥3,604		¥3,617
要介護5	1割負担	1,074	¥1,171	1,161	¥1,266	1,165	¥1,270
	2割負担		¥2,342		¥2,531		¥2,540
	3割負担		¥3,512		¥3,797		¥3,810

●加算利用料

費目	算定単位	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容の説明
老短夜勤職員配置加算	1日につき	24	¥27	¥53	¥79	入所者の数が20または、その端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合。
老短サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22	¥24	¥48	¥72	以下のいずれかに該当する場合。 ①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
老短サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18	¥20	¥40	¥59	直接介護を提供する職員のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合。
老短サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6	¥7	¥13	¥20	以下のいずれかに該当する場合。 ①介護福祉士が50%以上 ②勤続7年以上の介護職が30%以上 ③常勤職員75%以上
老短個別リハビリテーション実施加算	1回につき	240	¥262	¥524	¥785	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合。
老短療養食加算	1食につき	8	¥9	¥18	¥27	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合。
老短送迎加算	1回につき	184	¥201	¥401	¥602	利用者自宅から、当事業所までの送迎を行き、帰りに行った場合。
老短重度療養管理加算	1回につき	120	¥131	¥262	¥393	要介護4または要介護5の利用者で、別に厚生労働大臣が定める状態（常時頻回の喀痰吸引、胃瘻、人工腎臓、ストーマなど）にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合。

総合医学管理加算 (利用中 7 日を限度)	1 日 につき	275	¥300	¥600	¥900	医療ニーズのある利用者を受け入れるにあたって、以下の要件を全て満たしている場合。 ア) 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、処置等を行っている。 イ) 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載している。 ウ) かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っている。
老短在宅復帰在宅療養支援機能加算 (I)	1 日 につき	51	¥56	¥111	¥167	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が 40 点以上である場合。(加算型)
老短在宅復帰在宅療養支援機能加算 (II)	1 日 につき	51	¥56	¥111	¥167	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が 70 点以上である場合。(超強化型)
老短生産性向上推進体制加算 (I)	1 か月 につき	100	¥109	¥218	¥327	(II) の要件を満たし、データにより成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入すること。 職員間の適切な役割分担(介護助手の活用等)の取り組みを行うこと。
老短生産性向上推進体制加算 (II)	1 か月 につき	10	¥11	¥22	¥33	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入すること。1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンライン)を行うこと。

老短介護職員処遇改善加算Ⅰ (※令和6年5月31日まで)	1か月につき	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の1000分の39に相当する単位数。
老短介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(※令和6年5月31日まで)	1か月につき	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、一定の条件をみたし、都道府県知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の1000分の21に相当する単位数。
老短介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (※令和6年5月31日まで)	1か月につき	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、一定の条件をみたし、都道府県知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の1000分の17に相当する単位数。
老短介護職員等ベースアップ等支援加算 (※令和6年5月31日まで)	1か月につき	介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして、都知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の0.8%に相当する単位数。
老短介護職員等処遇改善加算Ⅰ (※令和6年6月1日から)	1か月につき	介護職員等の確保に向けて処遇改善のため推進されるもの。Ⅱに加え、介護職員等の処遇改善について一定の要件を満たした場合には、1ヶ月において算定した単位数の7.5%を乗じる。
老短介護職員等処遇改善加算Ⅱ (※令和6年6月1日から)	1か月につき	Ⅲに加え、介護職員等の処遇改善について一定の要件を満たした場合には、1ヶ月において算定した単位数の7.1%を乗じる。
老短介護職員等処遇改善加算Ⅲ (※令和6年6月1日から)	1か月につき	Ⅳに加え、介護職員等の処遇改善について一定の要件を満たした場合には、1ヶ月において算定した単位数の5.4%を乗じる。
老短介護職員等処遇改善加算Ⅳ (※令和6年6月1日から)	1か月につき	介護職員等の確保に向けて処遇改善のため推進されるもの。処遇改善について一定の要件を満たした場合には、1ヶ月において算定した単位数の4.4%を乗じる。
業務継続計画未実施減算 (令和7年3月31日まで経過措置あり)		感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬(所定単位数の100分の3に相当する単位数)を減算します。
高齢者虐待防止未実施減算 (令和7年3月31日まで経過措置あり)		利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めること)が講じられていない場合に、基本報酬(所定単位数の100分1に相当する単位数)を減算します。

●**居住費・食費（1日あたり）**

費 目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	437円
	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食 費		300円	600円	1,000円	1,300円	1,900円

・食事代1, 900円（朝食500円、昼食750円、夕食650円）

※1食ずつの算定となります。

・入所時間や退所時間の変更等で、食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日10時までに事業者まで申し出てください。10時までに申し出のない場合は、いかなる理由であっても翌日の3食分（外出の場合はその時間帯の食事分）の金額をお支払いいただきます。

●**特別な室料（1日）**

費 目	金 額
従来型個室（さくら・ぶらたなすの個室）	2750円
ユニット型個室（いちよう・はなみずき）	3300円

※居住費とは別にお支払いいただきます。

●**日常生活費（1日） 50円（利用する・利用しない）**

施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって、入所者等に負担させることが適当と認められるもの。内訳は下記の通りです。

品目	単位	単価	1日使用料	1日料金
ティッシュペーパー	1箱（180組360枚）	83円	0.15箱	12.5円
ペーパータオル	1ケース（200枚）	126円	35枚	22.1円
除菌ケアタオル	1ロール（30m）	682.5円	150cm	34.1円
ベビーローション	1本（125ml）	500円	8.5mg	9.7円
				78.4円

※1日の料金が78,4円となり、日常生活費として当施設は50円と設定します。

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じる事があります。

※その他、健康管理費、理美容費、文書料（1通3300円）、複写物（白黒：10円/1枚 カラー：50円/1枚）は実費となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦利用日数分の利用料金（10割分）を頂き、サービス提供証明書を後日各区市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しをうけることができます

介護老人保健施設サービス（介護予防短期入所療養介護）利用料一覧表

●介護保険施設サービス費（保険給付の一割負担分／1日あたり）

①基本型（～39点）

②加算型（40～59点）※予老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ（51単位）が加算されます。

要介護度	負担割合	従来型個室		多床室		ユニット型個室	
		単位	利用料	単位	利用料	単位	利用料
要支援1	1割負担	579	¥632	613	¥669	624	¥681
	2割負担		¥1,263		¥1,337		¥1,361
	3割負担		¥1,894		¥2,005		¥2,041
要支援2	1割負担	726	¥792	774	¥844	789	¥860
	2割負担		¥1,583		¥1,688		¥1,720
	3割負担		¥2,374		¥2,531		¥2,580

③在宅強化型（60～69点）

④超強化型（70点～）※予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ（51単位）が加算されます。

要介護度	負担割合	従来型個室		多床室		ユニット型個室	
		単位	利用料	単位	利用料	単位	利用料
要支援1	1割負担	632	¥689	672	¥733	680	¥742
	2割負担		¥1,378		¥1,465		¥1,483
	3割負担		¥2,067		¥2,198		¥2,224
要支援2	1割負担	778	¥848	834	¥909	846	¥923
	2割負担		¥1,696		¥1,818		¥1,845
	3割負担		¥2,544		¥2,727		¥2,767

●加算利用料

費目	算定単位	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	内容の説明
予老短夜勤職員配置加算	1日につき	24	¥27	¥53	¥79	入所者の数が20または、その端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う介護・看護職員を配置している場合。
予老短サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22	¥24	¥48	¥72	以下のいずれかに該当する場合。 ①介護福祉士が80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上

予老短サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき	18	¥20	¥40	¥59	直接介護を提供する職員のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合。
予老短サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき	6	¥7	¥13	¥20	以下のいずれかに該当する場合。 ①介護福祉士が50%以上 ②勤続7年以上の介護職が30%以上 ③常勤職員75%以上
予老短個別リハビリテーション実施加算	1回につき	240	¥262	¥524	¥785	理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを実施した場合。
予老短療養食加算	1食につき	8	¥9	¥18	¥27	医師の発行する食事箋に基づき、療養食を提供した場合。
予老短送迎加算	1回につき	184	¥201	¥401	¥602	利用者自宅から、当事業所までの送迎を行き、帰りに行った場合。
予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	1日につき	51	¥56	¥111	¥167	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が40点以上である場合。(加算型)
予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	1日につき	51	¥56	¥111	¥167	在宅復帰・在宅療養支援等の指標が70点以上である場合。(超強化型)
予老短総合医学管理加算(利用中7日を限度)	1日につき	275	¥300	¥600	¥900	医療ニーズのある利用者を受け入れるにあたって、以下の要件を全て満たしている場合。 ア) 診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、処置等を行っている。 イ) 診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載している。 ウ) かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っている。

予生産性向上推進体制加算 (I)	1 か月につき	100	¥109	¥218	¥327	(II) の要件を満たし、データにより成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入すること。職員間の適切な役割分担 (介護助手の活用等) の取り組みを行うこと。
予生産性向上推進体制加算 (II)	1 か月につき	10	¥11	¥22	¥33	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入すること。1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンライン)を行うこと。
予老短介護職員処遇改善加算 I (※令和6年5月31日まで)	1 か月につき	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の1000分の39に相当する単位数。				
予老短介護職員等特定処遇改善加算 I (※令和6年5月31日まで)	1 か月につき	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、一定の条件をみたし、都道府県知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の1000分の21に相当する単位数。				
予老短介護職員等特定処遇改善加算 II (※令和6年5月31日まで)	1 か月につき	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、一定の条件をみたし、都道府県知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の1000分の17に相当する単位数。				
予老短介護職員等ベースアップ等支援加算 (※令和6年5月31日まで)	1 か月につき	介護職員等の賃金改善等を実施しているものとして、都知事に届け出た場合に、1か月において算定した単位数の0.8%に相当する単位数。				
予老短介護職員等処遇改善加算 I (※令和6年6月1日から)	1 か月につき	介護職員等の確保に向けて処遇改善のため推進されるもの。IIに加え、介護職員等の処遇改善について一定の要件を満たした場合に、1ヶ月において算定した単位数の7.5%を乗じる。				
予老短介護職員等処遇改善加算 II (※令和6年6月1日から)	1 か月につき	IIIに加え、介護職員等の処遇改善について一定の要件を満たした場合に、1ヶ月において算定した単位数の7.1%を乗じる。				

予老短介護職員等処遇改善加算Ⅲ (※令和6年6月1日から)	1 か月につき	Ⅳに加え、介護職員等の処遇改善について一定の要件を満たした場合に、1ヶ月において算定した単位数の5.4%を乗じる。
予老短介護職員等処遇改善加算Ⅳ (※令和6年6月1日から)	1 か月につき	介護職員等の確保に向けて処遇改善のため推進されるもの。処遇改善について一定の要件を満たした場合に、1ヶ月において算定した単位数の4.4%を乗じる。
業務継続計画未実施減算 (令和7年3月31日まで経過措置あり)		感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬(所定単位数の100分の3に相当する単位数)を減算します。
高齢者虐待防止未実施減算 (令和7年3月31日まで経過措置あり)		利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬(所定単位数の100分1に相当する単位数)を減算します。

●居住費・食費(1日あたり)

費 目		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費	多床室	0円	430円	430円	430円	437円
	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円
	ユニット型個室	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
食 費		300円	600円	1,000円	1,300円	1,900円

・食事代1,900円(朝食500円、昼食750円、夕食650円)

※1食ずつの算定となります。

・入所時間や退所時間の変更等で、食事をキャンセルする場合は、サービス利用日の前日10時までに事業者まで申し出てください。10時までに申し出のない場合は、いかなる理由であっても翌日の3食分(外出の場合はその時間帯の食事分)の金額をお支払いいただきます。

●特別な室料(1日)

費 目	金 額
従来型個室(さくら・ぷらたなすの個室)	2750円
ユニット型個室(いちょう・はなみずき)	3300円

※居住費とは別にお支払いいただきます。

●日常生活費（1日） 50円（ 利用する ・ 利用しない）

施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる経費であって、入所者等に負担させることが適当と認められるもの。内訳は下記の通りです。

品目	単位	単価	1日使用料	1日料金
ティッシュペーパー	1箱（180組360枚）	83円	0.15箱	12.5円
ペーパータオル	1ケース（200枚）	126円	35枚	22.1円
除菌ケアタオル	1ロール（30m）	682.5円	150cm	34.1円
ベビーローション	1本（125ml）	500円	8.5mg	9.7円
				78.4円

※上記金額は、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じる事があります。

※その他、健康管理費、理美容費、文書料（1通3300円）、複写物（白黒：10円/1枚 カラー：50円/1枚）は実費となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦利用日数分の利用料金（10割分）を頂き、サービス提供証明書を後日各区市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。